

介護職員初任者研修事業 Q&A集

(現時点での考えをお示ししたものであり、今後、変更する可能性があります。)

平成25年1月23日調整

※回答中の【参照】欄について、【取扱細則「～」参照】の「取扱細則」は「厚生労働省老健局振興課長通知 平成24年3月28日付老振発0328第9号「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」」のことで。

【施設実習関係】

質問	回答
●本事業所は高等学校であるため、2ヵ年を通して、福祉の科目履修を行っている。 1年次の夏季休業中には、実習は実施できないのか。	【第6条・別表1・別表4参照】 施設実習は講義演習で学んだ生活介護や身体介護等の内容を、現場での実践を通して確認又は理解を深めることを想定し、講義演習後の実施を設定しています。
●見学施設に特定の指標はあるのか。また、施設見学等の実習に規定時間はあるのか。 特に設定がなければ、目安としての時間数、評価が必要かを教示いただきたい。	【別表4・No.2の回答参照】 見学等の規定時間はありませんが、施設実習として18時間を設けています。 【第8条・第9条参照】 実習に関する評価も修了証書交付の要件になります。
●実習先の実習指導者の免許や資格証の写しの添付が必要か。	説明会では必要と回答しましたが、不要とします。
●別表4「実習先一覧」(2)施設サービスの5段目の(なお、地域密着型を含む)の意味を教示いただきたい。	「地域密着型特定施設入居者生活介護事業所」を含むという意味です。
●「※実習先は、原則として受講者の勤務先としないようにすること」について 法人の特別養護老人ホームに、従来型と新型ユニットがあり、特別養護老人ホーム職員が受講する場合、従来型特養に勤務する者が、新型ユニットで実習することや新型ユニット職員が従来型特養で実習することは「勤務先にならないようにすること」を満たすか。	従来型と新型ユニットでは指定が違いますので、可能です。
●別表4「介護職員初任者研修実習先一覧」(2)施設サービスにおいて、介護付き有料老人ホームとあるが、住宅型有料老人ホームは該当しないのか。	実習先は、介護保険等の指定を受けている施設を記載しています。したがって、住宅型有料老人ホームは該当しません。

●初任者研修での職務の理解、振り返りの学習では、介護施設での見学等を通して介護業務に取り組む姿勢・態度を知ることが目的であると読み取れるが、実習施設への承諾を依頼する段階で実習指導者の記載欄を付加することが必要なのか。	様式第4「実習施設承諾書」は、施設実習（18h）のための承諾書です。職務の理解、振り返りの学習時での見学には承諾書は必要ありません。
●実習を行う施設は、『施設設置後3年以上経過』とあるが、以前から受入れてもらっている施設が新しく施設を併設し、そちらでも実習の承諾がもらえても、設置後3年以上とならないことで実習不可となるのか。	併設の施設の時は、協議をお願いします。 一律不可にはなりません。
●『実習修了後、受講生が作成するレポート』の様式については、統一された様式が提示されるのか。	実習レポート様式は各事業所で作成してください。
●施設実習（18h）はカリキュラムの内容を全て「講義・演習」形式で行えば、実施の必要はないと考えてよいのか。	大分県では、施設実習は必須となります。
●実習を行う際の施設は、立地の関係で県外も考えられるが、それは可能か。	可
●別表4「介護職員初任者研修実習先一覧」に、「※実習先は原則として受講者の勤務先とならないようにすること」とあるが、結果として就職先となった場合、何か罰則があるか。	結果として就職先となっても、罰則等はありません。
●実習受入人数について、実習先施設の状況により変更になるが、講座毎に毎回承諾書を提出しなければならないのか。『最大受入人数』表記とし、毎回提出しなくてもよいのか。	最大受入人数の表記で差し支えありません
●実習施設承諾書の実習期間について、弊社は全て職業訓練となっており、入札公示の提出がないと訓練計画が出来ず、実習期間も算出することができない。 表記しなければならないのであれば、『●●月から実施予定』等の表現をすることしか出来ないが、どのように表記すればよいのか。	国の要綱等により、入札前の指定が必要であれば、予定で提出してください。
●実習指導者について、複数名の職員が対応するが、承諾書への記載は実習に関わる全ての職員分必要か、責任者1名分でよいのか。	責任者1名分の記載で差し支えありませんが、余白に「他〇〇名」を記載してください。

●実習に関わる全ての職員の資格証コピーが必要か。	実習指導者の資格証のコピーについては、不要とします。
--------------------------	----------------------------

【講師関係】

質問	回答
●講師の要件について教えて欲しい。	【別表3参照】
●現行では、指導者の要件の規定があるが、今後も続くのか。教科「福祉」で対応できるものであれば、外部講師を招へいしなくてもすむのだが。	【別表3参照】 教科の内容がカリキュラムに合致しており、要件に適合した講師であれば、内部講師でも差し支えありません。
●講師要件の詳細について、現行の講師に依頼を行うことは問題ないか。新たな規定はあるか。	【別表3参照】 要件に適合していれば、現行の講師でも差し支えありません。
●講師要件について、ヘルパー2級課程時の講師要件で問題ないか。変更となる場合はどのように変わるのか。	【別表3参照】
●1人の講師の行える単位数	【第3条・別表3参照】 5科目です。
●介護福祉士の講師要件である「介護技術指導者講習の修了」に関して 大分県介護福祉士会が行っているが、3月いっぱい取得できるかわからないので、県から臨時講習の開催を働きかけていただけないか。あるいは暫定的に現行の講師ではだめか。	要綱の一部改正を行い、「※介護福祉士については、介護技術指導者講習を修了している者とする。」の一文は削除しています。
●研修科目4の講師要件 オ・その他に介護保険制度に詳しい介護支援専門員（主任ケアマネ）でもよいか。	【別表3参照】 要件にない場合は、表の下の※印を参考にしてください。
●講師の担当科目について 「1人3科目以内」の、1科目の扱いは。 例) 1. 職務の理解 で1科目か。 1. (1) 職務の理解（多様なサービスの理解） で1科目か。	要綱の一部改正により、科目・項目の整理を行いました。 新しい要綱を参照してください。 また、担当項目数も1講師あたり5科目としました。

●講師が当日欠席した場合、届け出していない講師（有資格者）が講義を行っても差し支えないか。また、後日届出が必要か。	やむを得ない場合は、後日変更の届出を提出してください。
●介護職員初任者研修での人権学習について、本校にも各種の人権・同和研修会に参加している人権主事がいるが、この人を講師としてもよいのか。	可
●研修項目 11 項「人権問題に関する理解」（2H）の講師として、市等の行政職に依頼を行いたいが可能か。また、この科目は必須か。	・要件中に「当該教科を担当する行政職員」がありますので可です。 ・必須です。
●研修項目及び科目に関して、9「こころとからだのしくみと理解」に関しての講師数としては、全体を1講師と考えて可か。	1人の講師が担当できる教科数は5項目以内としています。「9. こころとからだのしくみと理解」については14項目として換算してください。

【修了認定関係】

質問	回答
●修了の筆記試験は、県が統一の問題を作成するのか、学校独自で作成して行うのか。また、合格の基準点は何点以上になるのか。	【第8条参照】 課題・模範回答・採点基準・合格基準は各事業所で作成してください。ただし、合格基準は各課題総得点の8割以上で設定してください。
●認定試験について、各事業所で取り組むにあたって、難易度や合格条件など統一された基準は示されないのか。また、問題例の提示はないのか。	
●従来の訪問介護員の修了証書のことを説明するときは、介護員初任者研修を修了したのと同じと答えてよいのか。	【取扱細則「6. 訪問介護員の具体的範囲、経過措置規定」参照】 同等の研修です。（ホームヘルパー2級相当）
●修了証は今まで通りの扱いでよいのか。	【第9条参照】
●統廃合が進み、廃校になる学校があるが、修了証の紛失などの手続きの方法を教示してほしい。	修了証の紛失等による再交付に関しては事業所で行っていただいておりますが、県でも提出された実績報告書の修了者名簿をもとに行っています。廃校の際には書類等の引き継ぎ等を行ってください。
●修了評価は実施者ごとか。指定の問題などが配布されるのか。	【第8条参照】 実施者ごとです。

●修了証の発行について、訪問介護員養成研修と同様に各実施者が作成し、名簿を提出するという形か。	【第9条・第13条参照】
●修了認定は学科のみで行うのか、実技も一部加えるなど、実施事業所の裁量でアレンジを加えてよいのか。	【第8条参照】 課題・模範回答・採点基準・合格基準は各事業所で作成してください。
●欠席者や遅刻者、早退者等が必須単位取得が厳しいとなった場合、仮に補講は行わず、修了認定試験に合格となれば資格取得を認めるということになるのか。	【第7条参照】 修了評価だけでの資格取得は認めません。
●修了証の形態、発行名称、文章内容について	【様式第5・様式第6参照】
●修了後の名簿や届け出先等	【第13条参照】
●試験問題の作成は、どこでどのような問題を作成し、時間や何点まで合格で、不合格者の扱いをどうするか。	【第8条・第9条参照】
●筆記試験修了評価においての試験問題は任意か。	任意でよいです。
●修了証明書の様式は任意か	【様式第5・様式第6参照】
●様式第6の例は横書きでもよいのか。	可
●初任者研修についての正式なテキストが出ておらず、内容が把握出来ない為、評価テストの問題や回答等作成することが出来ない場合、提出はどのようにすればよいのか。どのような流れで、修了評価を実施するかといった流れを作成し、提出すればよいのか。 また、実際の評価については、各科目の担当講師が実施することになるのか。	評価テストの問題や回答を提出する必要はありません。評価の流れや採点基準や合格基準等、評価の方法を提出してください。 各講師が実施することが望ましいですが、修了評価責任者でも差し支えありません。

【通信関係】

質問	回答
●現在、当事業所では通信で開講しているが、介護職員初任者研修においての通信の場合での所要時間の要件は。	【第6条・別表2参照】

●通信教育での学習形態の場合、要綱 P9 別表 2 に沿って通信形式の時間の確保を行うと、要綱 P7～8 別表 1 の介護職員初任者研修カリキュラムの各科目から通信形式で実施できる科目ごとの上限時間を差し引いた時間が対面形式での学習時間の下限時間になると判断している。この場合、要綱 P8【施設実習】①の条件を考える際、施設実習は対面形式の時間数の内数に含めるという認識でよい。	取扱細則で示されているのは、「通信形式で実施できる上限時間」ですので、130H から通信形式の学習時間を差し引いたものが、対面形式の時間になります。 例えば、通信：40.5H → 対面：89.5H 通信：35H → 対面：95H となると考えられます。 大分県では「(130H の) 内数として差し支えない」としてありますので、対面形式の内数に含めるという認識で差し支えありません。
●研修科目及び時間数に関して、現行、主に講座は夜間（通信）として実施しているが、各科目の総時間から通信形式で実施できる上限時間（40.5H）を除いた時間を講座（演習を含む）時間数として講座実施という考えで可か。また、通信形式で実施する科目及び時間を面接指導（3H×4 回程度）を組み込もうと考えているが、これも必要時間数（40.5H）として考えて可か。	いずれも可

【その他】

質問	回答
●介護福祉士養成課程の科目の読み替え	カリキュラムに沿った内容であれば、読み替えても差し支えありません。
●訪問介護員の養成の時と同様に、学校で1年6ヶ月の期間ですればよい。	【第6条参照】 可。
●この新しい養成で介護現場への就職もできると考えてよい。	可能です。
●この新しい養成で増やさなければならない福祉機器などはあるか。	特にありません。
●教材について、高校福祉の教科書が適用できるのか。	カリキュラムに沿った内容であれば適用できます。

●読み替えを行う際、教科書（テキスト）を高校で使用しているものでかまわないとされているが、独自に教員が作成したプリント教材でもかまわないか。	可
●今回の研修事業のカリキュラム等、又はその中身について講習会などの勉強会をする計画があるか。	特にありません。
●他の事業者と連携して事業を展開してよいのか。 (具体例：大学の講師が行うカリキュラムのときに附属高校の生徒と一緒に受けるような連携は可能か)	申請時に講義演習の場所や講師などの書類を提出しますので、基準に合致していれば差し支えありません。
●介護福祉士養成校で初任者研修を計画する必要性がどの程度あるのか。	初任者研修の目的は、業務に携わるため、基本的介護技術を習得し、修了証を発行するものです。また、実務者研修においては初任者研修を修了していることで、一部研修を免除されることになっています。したがって、介護福祉士養成校で実務者研修レベルの授業を行っているのであれば、特に必要ないと考えられます。
●情報開示について、本校は在校生のみを対象として実施しているが、外部に向けての開示は必要か。	【取扱細則「15. 情報の開示について」参照】 「研修事業者は…情報項目を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること」 開示方法は事業者の任意となっていますが、上記の趣旨を踏まえ、対象を限定せず広く情報開示してください。
●受講者が休んだ場合の措置について	【第7条参照】
●受講対象者の要件について	【取扱細則「3. 対象者」参照】
●受講費用設定について	各事業所で適正な費用を設定してください。
●研修の期間は、もし受講者が1回目でリタイアした場合、受講科目の有効期限は。	【第6条参照】 原則8カ月（やむを得ない場合は1年6ヶ月）
●どのくらい準備すれば研修が行えるのか。	申請を出していただき、県からの指定の通知を受け取れば研修事業が行えます。
●県への提出書類について	【第2条参照】

●初任者研修にあたり、何か申請するものが 必要か。	現行の「大分県介護員養成研修（訪問介護員養成研修課程）事業者指定事務取扱要綱」及び「大分県介護職員基礎研修事業者指定事務取扱要綱」は廃止されます。 介護職員初任者研修事業を行うためには、「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づいて申請してください。
●初任者研修の指定が必要とあるが、現行の大分県介護員養成研修（訪問介護員養成研修課程）事業者指定事務取扱要綱に基づき書類だけの変更申請をすればいいのか。	
●初任者研修に年齢制限があるのか。	ありません。
●介護技術指導者研修会の予定について。	県での開催はありません。
●別表1「介護職員初任者研修カリキュラム」の中の時間数について、項目の時間割は事業所独自で構わないのか。	事業所が独自で決定してください。
●研修科目 10. 振り返り 「…研修終了後における継続的な研修」とあるが、振り返りの時間を持った後に、施設等で再度研修する…ということの良いのか。	【取扱細則「(別添) 各科目の到達目標、評価、内容」参照】 内容については、上記の「10.振り返り（4 時間）」を参照してください。項目については、その科目において学ぶべき内容であり、実際に研修修了後において、施設での再研修を義務付けたものではありません。
●自立支援法の居宅介護従事者養成研修 1 級・2 級課程（障害者に対する居宅介護）についても、まとめて介護職員初任者研修に移行するという考えでよいのか。	介護職員初任者研修は介護保険法施行規則の改正等による介護職員の研修課程の見直しにより、訪問介護員養成研修を移行したものです。 自立支援法における居宅介護従事者研修については、特に改正等行われていませんので、現行のままです。
●介護職員初任者研修にも 5 年更新や 10 年更新の講習が義務付けられているのか。	更新は、研修事業者の指定に関してとなります。初任者研修修了者には更新の義務付けはありません。
●研修計画を作成するにあたり、様式が特にないが、具体的にどのような内容（必要項目等）で作成すればよいか。	様式や内容は任意です。年間の計画（回数や実施場所、受講定員、受講資格、受講費用、委託訓練等の活用、募集方法、使用テキスト等）を記載してください。 各年度の詳しい実施計画書は、年度末に指定事業所あてに提出依頼を发出します。
●介護職員初任者研修の申請で、様式をダウンロードしたいが、可能か。	ホームページに載せています。

●収支計画書（向こう２年間）について 弊社が職業訓練のみとなり、入札公示がなければ入札申請をすることが出来ず、収支計画を立てることが出来ない場合、提出はどのようにすればよいか。	国の要綱等により、入札前の指定が必要であれば、予定で提出してください。
--	--

【訪問介護員養成研修】

質問	回答
●訪問介護員養成研修が、本年度、平成２５年２月開始、平成２５年７月終了予定で、平成２５年４月を挟んでいるが、認められるのか。	認められます。 ただし、平成２５年４月から開始した研修の修了者が、「介護職員初任者研修修了者」となります。平成２５年２月開始の研修の修了者は「訪問介護員２級修了者」となります。
●訪問介護員養成研修２級課程での欠席の場合の補講の対応は。	訪問介護員養成研修２級課程で対応してください。
●廃止される訪問介護員２級の資格は、この資格を持っている人の介護者としての証明書として１０年後も２０年後も有効か。	有効です。